**◆◆◆変更届(販売業)について◆◆◆**

◎次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて３０日以内に届出を行うことが必要です。（毒物及び劇物取締法第10条）

◎提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

　①氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)

　②毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分

　③営業所又は店舗の名称

④移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更

　⑤オーダー販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業からオーダー販売業に変更する場合

　⑥オーダー販売業又の同一ビル内での移転(下表参照)。

　⑦販売業の、同一フロア内での移転（下表参照）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 新規申請を要する場合 | 変更届等を要する場合 |
| 毒物劇物販売業(オーダー) | 同一ビル外へ移転する場合 | ・同一ビル内で移転する場合 |
| 毒物劇物販売業 | ・同一ビル内で階を移転する場合・同一ビル外へ移転する場合 | ・毒物劇物保管設備を変更（移転）させる場合・同一フロア内で移転する場合 |

１．変更届記載上の留意点

（１）業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。（丸をつけること。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記入すること）

（２）登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。

（３）変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。

（４）届出年月日は、提出日を記載すること。

（５）住所及び氏名は登録票をよく確認の上記載すること。

（６）押印が無い場合には、必要に応じ本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明、国家資格の証明書等）の提示を求めることがあります。

（添付書類）

変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更事項 | 添付書類 |
| ① | 氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地） | 法人にあっては、登記事項証明書個人にあっては、戸籍謄本又は戸籍抄本（個人は氏名変更時のみ添付） |
| ② | 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分 | 変更内容の良くわかる図面等 |
| ③ | 営業所又は店舗の名称 | なし |
| ④ | 移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更 | 各市・区・町・村長が発行する証明書 |
| ⑤ | オーダー販売業 | → | 現物を扱う販売業 | 毒物劇物取扱責任者設置届登録票※、保管庫に係る図面、店舗平面図 |
| ⑥ | 現物を扱う販売業 | → | オーダー販売業 | 登録票※ |
| ⑦　　 | オーダー販売業の同一ビル内での移転時、又は販売業の同一フロア内での移転時 | 変更内容の良くわかる図面等 |

※　書換え交付申請を提出することなく、新しい登録票を作成し交付します。

別記第１１号様式の（１）(第１１条関係)

変　更　届

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種別 |  |
| 登録（許可）番号及び登録（許可）年月日 |  |
| 事業所（営業所、店舗、主たる研究所）の所在地及び名称 |  |
| 変更内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |
| 変更年月日 |  |
| 備考 | ・毒物劇物一般販売業　　　　・毒物劇物一般販売業(オーダー)・毒物劇物農業用品目販売業　・毒物劇物特定品目販売業 |

上記により、変更の届出をします。

　　　　年　　　　月　　　　日

住所

氏名

豊中市長　殿

連絡先 　TEL

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者